

法務局地図作成事業の実施に伴う
現地事務所の開設について(お知らせ)

秋田地方法務局では、「秋田市檜山大元町、南通宮田の各一部、檜山字寺小路、檜山佐竹町、檜山古川新町、檜山南新町上丁、檜山南新町下丁、檜山本町、南通みその町の各全部」における法務局地図作成事業の実施に伴い、次のとおり現地事務所を開設しました。同事業に関する御質問等がございましたら、現地事務所までお問合せ願います。

◇現地事務所の開設場所等

開設場所 〒010-0062
秋田市牛島東五丁目3番26号
(後記「現地事務所案内図」参照)

開設期間 令和8年4月13日(月)から
令和8年12月23日(水)まで
(ただし、土、日、祝日を除く。)

開設時間 午前9時から午後4時まで(常駐職員が対応します。)

連絡先 TEL 018-836-0208
FAX 018-836-0209

◇不在時のお問合せ先

〒010-0951
秋田市山王七丁目1番3号
秋田地方法務局地図整備・筆界特定室

TEL 018-862-1442
FAX 018-862-6692